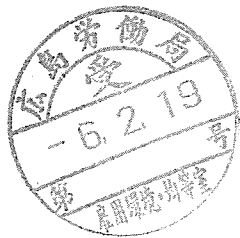


一般事業主行動計画(策定)・変更届

届出年月日 令和 6年 2月 19日

都道府県労働局長 殿



(ふりがな)

一般事業主の氏名又は名称 松岡クリナー株式会社

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 川上 良子

主たる事業 廃棄物処理業

住 所 〒734-0013 広島市南区出島3丁目1番15号

電 話 番 号 082-255-2468

一般事業主行動計画を(策定)・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 44 人 (うち有期契約労働者 0 人)
  - 〔男性労働者の数 37 人
  - 〔女性労働者の数 7 人
2. 一般事業主行動計画を(策定)・変更)した日 平成・(令和) 6年 2月 1日
3. 変更した場合の変更内容
  - ① 一般事業主行動計画の計画期間
  - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
  - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・(令和) 6年 4月 1日 ~ 平成・(令和) 8年 3月 31日
5. 規定整備の状況
  - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有)・無)
  - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有)・無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・(令和) 6年 3月 20日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
  - ① インターネットの利用 (両立支援のひろば・自社のホームページ・その他 ( ) )
  - ~~②~~ その他の公表方法 ( ~~配信中のデジタル広告~~ ) )
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
  - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
  - ② 書面の交付
  - ③ 電子メールの送信
  - ④ その他の周知方法 ( )
9. 次世代育成支援対策の内容 (第二面・第三面に記載すること)
10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定 (トライくるみん認定・くるみん認定) の申請をする予定 (有)・(無)・未定
11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定 (プラチナくるみん認定) の申請をする予定 (有)・(無)・未定

一般事業主行動計画の担当部局名	業務部
(ふりがな) 担当者の氏名	すわ えいじ 副部長 諏訪 英治

	その他	(概要を記載すること)
(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
	<del>イ</del>	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
	ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
	エ	テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
	オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
	その他	(概要を記載すること)
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
	(2)	地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
	(3)	子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る「子ども参観日」の実施
	(4)	労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
	(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
	その他	(概要を記載すること)

## 松岡クリーナー株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 2年間

### 2. 内容

目標1：令和7年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### <対策>

- 令和6年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年 1月～ ノー残業デーの実施  
社内掲示による社員への周知（毎月初め）  
実施当日昼休憩時及び終業15分前にアナウンス

目標2：地域の子どもの工場見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

#### <対策>

- 令和6年 4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和6年 6月～ 受け入れを行う工場や部署への説明及び体制作り
- 令和6年 8月～ 近隣の学校との連携
- 令和6年 10月～ 社員への周知及び市区町村広報誌などによる取組の周知
- 令和6年 12月～ 工場見学及びインターンシップの受け入れ開始